

## 加古川市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を加古川市長（以下「市長」という。）の補助機関である職員に補助執行させることについて必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、市長の補助機関である職員のうち、こども部長及びこども部に属する職員に別表左欄に掲げる事務を補助執行させるものとする。

(専決)

第3条 前条の規定により教育委員会の権限に属する事務を補助執行させる場合の事務の取扱いについては、別表右欄に掲げる者に専決させるほか加古川市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和61年教育委員会規則第3号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

幼稚園の設置及び統廃合並びに整備方針に関すること	こども部長及び こども部に属する職員
就学前教育の企画に関すること	
幼稚園の管理及び運営に関すること	
幼稚園児の入園、退園等に関すること。	